

証券コード：6845

平成18年6月9日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号

株式会社 **山 武**

代表取締役
社 長 小野木 聖 二

第84期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第84期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができます。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成18年6月28日（水）までに到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取扱いさせていただきます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社所定の議決権行使サイト（<http://www.it-soukai.com>）より、画面の案内にしたがって、平成18年6月28日（水）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。（なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、59頁をご確認くださいようお願い申し上げます。）

〔重複行使の取扱い〕

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区東品川四丁目12番1号

品川シーサイドサウスタワー2階 当社品川事業所会議室

平成17年11月に本社を移転いたしました。これに伴い、開催場所が昨年の定時株主総会とは異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第84期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
 2. 第84期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 第84期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 取締役の報酬額改定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人としてご出席いただける方は、議決権を有する他の株主1名のみとし、代理権を証明する書面を会場受付にご提出していただきます。

◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://jp.yamatake.com/ir/>）において周知させていただきます。

(添付書類)

営業報告書 (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

I. 営業の概況

1-1. 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油価格の高騰による影響が懸念されるものの、企業収益の改善を受けて設備投資が増加し、雇用・所得環境の改善により個人消費も上向くなど、景気は回復基調で推移いたしました。

一方、海外経済におきましては、中国では高成長を引続き維持し、米国でも堅調に推移するなど、拡大基調で推移いたしました。

このような経済情勢の中で、山武グループ(当社及び連結子法人等)は、お客様への価値提供型企業として、計測と制御に関する種々の強みを活かし、ビルディングオートメーション(BA)事業、アドバンスオートメーション(AA)事業のそれぞれの拡張と、両事業の協業領域など周辺事業分野への新たな事業の創造と海外展開を積極的に進めるとともに、第3の柱としてのライフオートメーション(LA)事業の創造と拡大を進めてまいりました。

また、創業100周年となる平成19年3月期(2006年度)に向けて、新たな1世紀への飛躍のため、営業、スタッフ、開発・エンジニアリング、生産の各機能の横断的な価値創造と生産性を向上させ、企業体力を強化するため、「商いの創造」、「働きの創造」、「気持ち創り」をキーワードに、企業風土と事業基盤の変革に向けた取組みを推進してまいりました。

ビルディングオートメーション事業(旧ビルシステム事業)におきましては、既設建物市場における建物オーナー(事業者又は運営者)に対する、建物全体の省エネを追求した総合エネルギー管理サービス(ESCO事業)が引続き堅調に推移し、サービス事業におきましても、オーナー向けファシリティマネジメントやネットワーク型新管理サービスの積極投入により事業が拡大し、また指定管理者制度に対応する広範囲な事業展開を開始いたしました。また、安全・安心ニーズの高まりを受けセキュリティ(入退室管理)事業も着実に成長いたしました。これらの建物市場に加え、京都議定書のロシア批准などによる環境保全の需要が高まる中で、工場市場での工場建物と生産設備との統合的なエネルギーマネジメントの分野が拡大し、ビルディングオートメーション事業とアドバンスオートメーション事業の協業領域での事業が引き続き拡大いたしました。

アドバンスオートメーション事業におきましては、企業収益の回復を受け、半導体、電気・電子、自動車関連が牽引する形で製造業全般での設備建設・更新の投資が引続き堅調に推移する中、マイクロフロー式渦流量計、超高速応答のデジタルマスフローコントローラ、デジタルファイバセンサ高機能モデルなどの新製品投入を行い、制御機器及び計測・操作機器の販売が大幅に拡大いたしました。また、お客様が抱える生産の高度化・最適化、品質管理マネジメント、エネルギー・環境マネジメントなどの生産現場革新を支援するソリューションビジネスも拡大いたしました。さらに、半導体や食品などの分野における高度な圧力計測などの専門企業である株式会社テムテック研究所に資本参加し、広範囲な業務提携を開始いたしました。これにより製造における計測、制御から品質や歩留まりといった生産性向上のための管理パッケージまで課題解決の範囲を拡大いたしました。

ライフオートメーション事業におきましては、事業の軸を、人を支援するライフケア分野、エネルギーやユーティリティーなどの生活を支えるライフライン分野、及びバイオなどのライフサイエンス分野の3つに決めました。ライフケア分野では、今までの事業に加え、新たにグループホーム事業に参入し、介護予防や疾病予防の分野にも展開を拡大するなど、ケア分野での事業範囲の継続的な拡大により、事業成長を続けております。ライフライン分野では、下水における不明水の解析に加えて、河川の氾濫予測システムを新たに開発し、都市における防災への新たな可能性を探索しています。また、ライフラインでの計量機器であるガスメータ、水道メータの最大手企業である株式会社金門製作所の株式を取得し、グループ会社化いたしました。株式会社金門製作所の「計量」と、当社の「計測・計装」を組み合わせることで、競争優位性を高め、第3の柱としてライフオートメーション事業の展開の基盤を確立いたしました。さらにライフオートメーション関連の研究開発活動におきましては、市場が拡大している遺伝子工学分野での事業化を目指し、バイオチップとその自動製造システムの研究開発を進めております。

一昨年より開始した企業風土と事業基盤の変革に向けた取組みにつきましては、平成17年11月に、スタッフ機能を大幅に強化・効率化するため、本社機能を丸の内に移転統合するとともに、カンパニー間の協業促進のため、分散していた首都圏の6営業拠点を品川事業所に統合いたしました。研究開発、エンジニアリング機能につきましては、基礎研究から製品開発、エンジニアリングの業務の流れを大幅に短縮し、事業展開を迅速化するため、新たに当社藤沢工場

内に技術センター（仮称）の建設を開始いたしました。生産拠点の統合・再編につきましては、中国で2つの工場（大連及び深圳）の増設を行うとともに、国内工場も機能別の再編を開始し、内外6拠点へ集約し、生産体制の最適化を進めております。

新製品開発におきましては、ビルディングオートメーション事業では、昨年度市場投入した次世代型ビルディング総合管理システム「savic-netFX」のオープンネットワーク（IPv6）対応、多言語対応などの強化を行うとともに、小型化・軽量化やインテリジェント化を進めた湿度センサ、空調バルブ、冷却塔コントローラ、新積算熱量計などを一斉に市場投入し、激化する新規建物市場及び既存建物市場での競争力を一層強化いたしました。アドバンスオートメーション事業では、工場市場での薬品・食品・自動車・半導体など工場設備の計測制御向けの新たな製品群、渦流量計分野でのガス用フローセンサ、超高速気体流量コントローラ、高性能位置検出センサを販売開始いたしました。また、プロセス産業においては、品質、コストなど、生産性に直結する管理指標を可視化し、製造現場でPDCAサイクルを回すソリューション群を「Main STEP」として本格販売を開始いたしました。「Main STEP」では、導入前のコンサルティングからエンジニアリング、保守・保全業務のアウトソーシングまで一貫して対応いたします。

海外展開におきましては、新たな市場拡大の機会をとらえるため、ベトナム事務所を開設いたしました。また、工業市場向け事業を強化するため、中国、タイにトレーニングセンターを新設し、また中国上海にはエンジニアリングセンターを開設するなど、事業拡大のためのインフラの整備を行いました。

この結果、当連結会計年度の受注高は1,952億9千5百万円（前連結会計年度比10.5%増）、売上高は1,883億2千万円（同4.2%増）となりました。損益面につきましては、経費削減やコストダウン等に努め、営業利益は135億1千4百万円（同44.5%増）、経常利益は139億3千8百万円（同46.8%増）となり、当期純利益は当社東京事業所の土地一部売却により27億1千2百万円の特別利益を計上したこと等により97億9千5百万円（同164.1%増）と大幅に増加いたしました。

1-2. 各事業別の営業概況

各事業別の営業概況につきましては、以下のとおりであります。

ビルディングオートメーション事業

建築業界におきましては、景気の回復基調を受けて、首都圏を中心に不動産市場が活発化しておりますが、低価格競争が依然として継続しております。

山武グループは、新規建物市場におきましては、お客様のニーズや市場環境の変化にいち早く対応し、お客様の高い満足を得ることにより受注を拡大いたしました。売上では減少を余儀なくされました。既設建物市場におきましては、省エネ意識の高まりから総合エネルギー管理サービス（ESCO事業）が引続き拡大し、指定管理者制度など新たな事業領域にも参入いたしました。また、設備投資が増大している工場市場において、アドバンスオートメーション事業との協業による営業活動を積極的に展開いたしました。

国際事業におきましては、市場が拡大している中国、東南アジアにおける事業体制の整備を図り、売上高を拡大させることができました。

この結果、ビルディングオートメーション事業全体の当連結会計年度の受注高は859億8千万円と前連結会計年度に比べて11.5%の増加となり、売上高は821億6千8百万円と同0.5%の減少となりました。

アドバンスオートメーション事業

アドバンスオートメーション事業におきましては、企業収益の改善を受け、総じて設備投資が増加するなど、市場は堅調に推移いたしました。

山武グループは、顧客密着型の営業活動を展開し、お客様の抱える省エネ・環境対策、安全操業の継続、生産性の向上などの課題解決に向けて、当社の持つ多彩なプロダクト製品、並びにソリューション・サービス商品をご提供することにより、事業の拡大を図り、売上を大幅に拡大いたしました。

国際事業におきましては、現地法人での販売力を強化することにより、中国をはじめアジア地域で売上が増加いたしました。

この結果、アドバンスオートメーション事業全体の当連結会計年度の受注高は957億3千5百万円と前連結会計年度に比べて11.0%の増加となり、売上高は929億8千6百万円と同10.3%の増加となりました。

ライフオートメーション事業

ライフライン分野におきましては、環境負荷低減意識の高まりや食品関連事業者食品リサイクル法への対応ニーズから環境リサイクル分野で売上が拡大いたしました。また、ライフケア分野におきましては、新規参入事業者が相次ぐ中で運営体制の見直し、営業活動の強化、疾病管理サービス等の新たなサービスの提供により着実に売上高を拡大いたしました。

この結果、ライフオートメーション事業全体の当連結会計年度の受注高は49億9百万円と前連結会計年度に比べて9.0%の増加となり、売上高は45億5千4百万円と同1.8%の増加となりました。

その他事業

検査・測定機器等の輸入・仕入販売等につきましては、自動車、電気・電子市場等で設備投資の増加がみられたものの、影響は一部にとどまり、売上は若干の減少を余儀なくされました。

この結果、その他事業全体の当連結会計年度の受注高は104億5千6百万円と前連結会計年度に比べて2.2%の減少となり、売上高は104億3千8百万円と同5.5%の減少となりました。

事業別受注・売上高

(単位：百万円)

事業別	受 注 高			売 上 高		
	第 83 期 (平成17年3月期)	第 84 期 当連結会計年度 (平成18年3月期)	増減率 (%)	第 83 期 (平成17年3月期)	第 84 期 当連結会計年度 (平成18年3月期)	増減率 (%)
ビルディングオートメーション事業	77,138	85,980	11.5	82,598	82,168	△0.5
アドバンスオートメーション事業	86,230	95,735	11.0	84,316	92,986	10.3
ライフオートメーション事業	4,503	4,909	9.0	4,475	4,554	1.8
その他事業	10,690	10,456	△2.2	11,049	10,438	△5.5
計	178,563	197,081	10.4	182,440	190,148	4.2
消 去	(1,856)	(1,786)	—	(1,677)	(1,827)	—
連 結	176,706	195,295	10.5	180,762	188,320	4.2

2. 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、藤沢工場内に建設中の「技術センター（仮称）」30億1千1百万円のほか、新製品開発及び合理化のため総額67億9千万円の設備投資を実施いたしました。

3. 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度においては、記載すべき重要な資金調達はありません。

なお、株式会社金門製作所を当連結会計年度末に連結の範囲に含めたことにより、同社の借入金170億円が増加しております。

4. 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

(1) 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 81 期 (平成15年3月期)	第 82 期 (平成16年3月期)	第 83 期 (平成17年3月期)	第 84 期 当連結会計年度 (平成18年3月期)
受 注 高(百万円)	164,103	166,117	176,706	195,295
売 上 高(百万円)	167,969	169,950	180,762	188,320
経 常 利 益(百万円)	3,339	6,838	9,495	13,938
当 期 純 利 益(百万円)	5,308	3,240	3,709	9,795
1株当たり当期純利益(円)	68.65	43.51	49.88	132.52
総 資 産(百万円)	162,919	165,263	172,586	217,882
純 資 産(百万円)	91,779	95,530	99,847	110,858
自 己 資 本 比 率(%)	56.3	57.8	57.9	50.9
1株当たり純資産額(円)	1,247.07	1,297.95	1,356.65	1,506.25

(注) 〔第81期〕依然として景気回復の糸口が見えない状況で推移した中、経常利益は減益を余儀なくされましたが、当期純利益に関しましては厚生年金基金の代行部分を返上したこと等により増益となりました。

〔第82期〕一部市場の回復に加え、積極的な営業活動により増収となり、利益面でも経費削減やコストダウン等に努めた結果、経常利益は大幅増益となりました。

〔第83期〕景気が緩やかな回復基調で推移する中、積極的な営業活動等により受注高、売上高ともに増加し、経費削減やコストダウン等に努めた結果、経常利益が大幅に増加し、適格退職年金制度を終了したことに伴い特別損失を計上いたしました。当期純利益も増益を確保いたしました。

〔第84期〕前記「I. 1-1. 企業集団の営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。なお、総資産の増加は、主として株式会社金門製作所及び同社の連結子法人等15社を当連結会計年度末に連結の範囲に含めたことによるものであります。

(2) 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 81 期 (平成15年3月期)	第 82 期 (平成16年3月期)	第 83 期 (平成17年3月期)	第 84 期 当営業年度 (平成18年3月期)
受 注 高(百万円)	50,352	147,474	155,886	169,112
売 上 高(百万円)	50,021	151,060	159,715	163,979
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	△ 2,827	5,622	8,427	11,461
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	△ 1,648	2,011	2,484	8,263
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△ 21.87	26.87	33.22	111.69
総 資 産(百万円)	95,093	155,811	161,788	174,995
純 資 産(百万円)	40,791	90,605	93,737	103,051
自 己 資 本 比 率(%)	42.9	58.2	57.9	58.9
1株当たり純資産額(円)	554.02	1,231.08	1,273.59	1,400.14

(注) 〔第81期〕景気回復の糸口が見えない厳しい状況で推移する中、受注高及び売上高ともに減少し、経常損失の計上となり、また、厚生年金基金の代行部分を返上したこと等に伴い特別利益を計上しましたが、有価証券の売却損及び評価損等の特別損失を計上したことにより、当期純損失の計上を余儀なくされました。

〔第82期〕景気が緩やかな回復傾向で推移する中、経費削減やコストダウン等に努め利益を確保いたしました。なお、当期の業績の大幅な変動は、平成15年4月実施の当社の完全子会社山武ビルシステム株式会社及び山武産業システム株式会社との合併によるものであります。

〔第83期〕景気が緩やかな回復基調で推移する中、受注高及び売上高ともに増加し、損益面につきましても経費削減やコストダウン等に努め、適格退職年金制度を終了したことに伴い特別損失を計上しましたが、当期純利益を確保いたしました。

〔第84期〕景気が回復基調で推移する中、受注高及び売上高ともに増加し、損益面につきましても経費削減や原価低減等に努め、東京事業所の土地一部売却による特別利益を計上したこと等により、当期純利益は大幅に増加いたしました。

5. 企業集団が対処すべき課題

ビルディングオートメーション事業におきましては、首都圏を中心とした新規大型物件や製造業の設備投資の増加など、若干の活況は呈したものの中長期的には減少傾向にあり、建築流通における一層の価格低下など厳しい事業環境が続いております。アドバンスオートメーション事業におきましては、総じて設備投資が増加するなど、市場は堅調に推移しております。一方、環境、省エネなど社会的な課題解決や顧客の継続的な発展を支えるソリューション型の事業は、ビルディングオートメーション事業、アドバンスオートメーション事業の既存の事業におきましても急速な拡大をみせております。また、これらの社会ニーズは、環境関連や健康福祉分野の事業など、ライフオートメーション事業の拡大も支えております。海外におきましては、中国をはじめアジア諸国で設備投資の増加が続いており、特に中国は、種々の懸念材料を含むものの市場としての重要性は引続き高い状況です。

このような中、業績目標を達成し、さらに山武グループの新たな1世紀に向かって発展させていくため、事業の拡大と経営の質の向上を図り、事業構造、業務構造の変革に積極的に取り組んでまいります。下記の施策を重点に積極果敢な事業展開を図ってまいります。

- 1 基幹事業であるビルディングオートメーション事業及びアドバンスオートメーション事業は、成熟産業に位置しますが、顧客、製品、技術の3要素の組合せを変えることで今後も成長が可能であり、他社にない開発から生産・販売・施工・メンテナンスサービスに至る総合力を従来の事業枠を超えて展開し、工場市場における空調や省エネ等の環境関連ソリューション、あるいは建物への入退室管理を行うセキュリティ事業を強化するなど、新しい事業モデルの開発と従来対象としてこなかった事業領域の開拓に取り組んでまいります。

- 2 マイクロフローをはじめとした当社独自の技術をもとに、より高度な制御、より緻密な計測を可能とする高機能製品は、お客様の課題を解決する基幹製品であり、今後、さらに開発を加速し、国内はもとより中国をはじめ海外にも積極的に展開してまいります。
- 3 オートメーション技術を活用し、ライフケア、ライフライン及びライフサイエンスなどの分野での事業（ライフオートメーション事業）を第3の柱として育成してまいります。新たにグループ化した金門製作所との相乗効果の発揮、すなわち金門製作所の製品、技術力、顧客関係、ブランド力と、山武の制御、ネットワークやエンジニアリングにわたる高い技術力と応用力の強みを組み合わせることにより提案の幅を大きく広げ、競争優位性を高め、ライフオートメーション事業の展開をより確実なものにしてまいります。
- 4 各事業単位での一貫した事業の流れは維持しながらも、機能面で創造的協働の場創りを行い、山武として保有する技術シーズを積極的に融合させ、従来の事業領域ばかりでなく、新しい事業領域へも展開してまいります。
- 5 地震などの災害及び操業中の事故による被害を未然に防止すべく、自社設備の予防保全、事故防止対策、早期事業再建計画（BCP）策定などの強化を図るとともに、お客様の災害、事故防止のため永年培った計測と制御技術、ノウハウを積極的にご提供いたします。
- 6 公正な経営機構と柔軟で俊敏な事業推進体制を構築するとともに、CSR経営（社会的責任経営）を推進いたします。
- 7 開発・生産・販売・サービスにいたる全ての業務において、環境管理の先進企業集団を目指します。
- 8 山武グループは、事業活動の公正性を保ちつつ、効率的かつ迅速な業務執行が可能となるようにするため、内部統制環境の整備に努めます。

山武グループは、グループ連携を一層深め、高品質な技術、製品、サービスをお客様に提供し、計測と制御技術により事業活動を通じて社会・環境に貢献してまいります。

II. 企業集団及び当社の概況（平成18年3月31日現在）

1. 企業集団の主要な事業内容

山武グループは、ビルディングオートメーション事業、アドバンスオートメーション事業において製品・システムの開発から生産・販売・施工・メンテナンスサービスまでを一貫して展開するとともに、環境事業、ホームコンフォート事業及び健康福祉事業など社会的ニーズの高いライフオートメーション事業を展開しております。

山武グループの取扱っております主要製品等は、次のとおりであります。

セグメント	営 業 品 目
ビルディングオートメーション事業	ネットワーク・ビルディング・オートメーション・システム、広域管理システム、各市場向け空調管理システム、クリティカル環境制御システム、エネルギー管理アプリケーションパッケージ、セキュリティ出入管理システム、空調用各種制御コントローラ、熱源制御用コントローラ、空調用各種制御機器、各種ワイヤレスセンサ、温湿度センサ、省エネ／環境用センサ、空調用制御弁／アクチュエータ、総合ビル・エネルギー管理サービス、メンテナンスサービス、コンサルティングサービス等
アドバンスオートメーション事業	分散形制御システム（DCS）、各市場向けソリューション・パッケージ、設備診断機器、差圧・圧力発信器、電磁流量計、分析計、自動調節弁、調節計、記録計、指示計、変換器、燃焼安全制御機器、地震センサ、マイクロフローセンサ応用製品、光電センサ、近接センサ、リミットスイッチ、マイクロスイッチ、メカニカルスイッチ、エアクリーナ、空調制御機器、メンテナンスサービス、コンサルティングサービス等
ライフオートメーション事業	救急医療のための緊急通報システム、健康福祉関連事業、環境ソリューションサービス、省エネ住宅空調システム、都市ガスメータ、LPガスメータ、水道メータ等
そ の 他 事 業	精密工作機械、専用組立機、加工機、測定機器、マイクロプロセッサ、金型、ダイカスト、電子部品等

2. 企業集団の主要な事業所

当 社	本 社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号		
	品川事業所	東京都品川区		
	ビルシステム カンパニー 本店・支店	札幌市中央区 茨城県つくば市 横浜市西区 大阪市北区 福岡市博多区	仙台市青葉区 千葉市中央区 長野県長野市 広島市中区	さいたま市中央区 東京都品川区 名古屋市中区 香川県高松市
	アドバンス オートメー ションカン パニー 支社・支店	札幌市東区 さいたま市北区 横浜市神奈川区 大阪市北区 北九州市小倉北区	仙台市宮城野区 東京都品川区 名古屋市中区 広島市中区	
	工 場	神奈川県藤沢市 神奈川県高座郡	神奈川県伊勢原市	
(株)山武商会	本 社	東京都品川区		
山武コントロール プロダクト(株)	本 社	神奈川県秦野市		
(株)金門製作所	本 社	東京都板橋区		
	本社事務所	東京都文京区		
	支 店	東京都文京区 大阪府東大阪市	札幌市東区	福岡市博多区
	工 場	東京都板橋区 宮城県黒川郡	札幌市東区 佐賀県唐津市	福島県安達郡
	研 究 所	埼玉県川越市	大阪府東大阪市	福岡県糟屋郡
大連山武機器有限公司	本 社	中国大連市		
山武アメリカ(株)	本 社	米国アリゾナ州		

なお、平成17年11月1日付で、当社の本社は東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号より移転しております。

3. 株式の状況

- (1) 会社が発行する株式の総数 普通株式 279,710,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 73,576,256株
1単元の株式数 100株
- (3) 株 主 数 6,469名

4. 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況		当該大株主への当社の出資状況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	出 資 比 率
	千株	%	千株	%
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) サブ アカウント アメリカン クライアント	10,133	13.77	—	—
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	6,100	8.29	—	—
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,374	7.30	—	—
明治安田生命保険相互会社	5,214	7.08	—	—
株式会社みずほコーポレート銀行	2,850	3.87	—	—
日本生命保険相互会社	2,669	3.62	—	—
みずほ信託銀行株式会社	2,301	3.12	1,983	0.032
株式会社損害保険ジャパン	2,000	2.71	399	0.040
資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託B口)	1,858	2.52	—	—
野村信託銀行株式会社 (投信口)	1,272	1.72	—	—

(注) 1. ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) サブ アカウント アメリカン クライアントの保有株式数は、主として信託業務又は株式保管業務に係る株式数であります。

また、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) の保有株式数のうち5,103千株、日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) の保有株式数のうち4,333千株及び野村信託銀行株式会社 (投信口) の保有株式数はすべて信託業務に係る株式数であります。

2. 当社は、株式会社みずほコーポレート銀行の持株会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの株式1千株 (出資比率0.007%) を保有しております。

3. パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社を含む6社の共同保有者、フィデリティ投信株式会社、マラソン・アセット・マネジメント・エルエルビー及びシルチェスター インターナショナル インベスターズ リミテッドから提出された大量保有報告書により、下記のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

提出日	株主名	持株数	出資比率
平成17年8月1日	パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社	千株 3,471	% 4.71
平成18年1月13日	フィデリティ投信株式会社	4,828	6.56
平成18年3月14日	マラソン・アセット・マネジメント・エルエルビー	3,294	4.47
平成18年3月20日	シルチェスター インターナショナル インベスターズ リミテッド	10,565	14.35

5. 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

(1) 取得した株式

普通株式 616株

取得価額の総額 1百万円

(2) 決算期末において保有する株式

普通株式 7,721株

6. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
ビルディングオートメーション事業	2,477 [399] ^人	27 ^人
アドバンスオートメーション事業	3,502 [349]	△ 204
ライフオートメーション事業	1,610 [516]	1,406
その他	92 [17]	△ 1
全社(共通)	701 [45]	177
合計	8,382 [1,326]	1,405

- (注) 1. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できないスタッフ部門及び研究開発部門に所属している者であります。
2. 臨時従業員数(パートタイマー、高齢者社員及び契約社員は含み、人材派遣会社からの派遣社員は除いております。)は、[]内に年間の平均雇用人数を外数で記載しております。
3. 従業員数が前連結会計年度末に比べて1,405名増加しておりますが、これは主としてライフオートメーション事業に属する株式会社金門製作所及び同社の連結子法人等15社を当連結会計年度末に連結の範囲に含めたことによるものであります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5,464 [610] ^人	△109 ^人	41.4 ^歳	18.0 ^年

- (注) 臨時従業員数(パートタイマー、高齢者社員及び契約社員は含み、人材派遣会社からの派遣社員は除いております。)は、[]内に年間の平均雇用人数を外数で記載しております。

7. 企業結合の状況

(1) 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
(株)山武商会	百万円 50	% 100.00	FA分野の制御・計測・検査・安全・環境等の機器及びシステムの販売、設計、試運転並びに技術サービスの提供
山武コントロール プロダクト(株)	280	100.00	プリント基板組立品、メカニカル精密部品、センサ及びアクティブバル等の製造及び販売
(株)金門製作所	3,157	43.31	都市ガスメータ、LPガスメータ、水道メータ及びその関連機器の製造・販売
大連山武機器有限公司	650	100.00	各種制御機器、調節弁及びスイッチ類などの生産
山武アメリカ(株)	千米ドル 11,300	100.00	FI製品の販売、技術コンサルティングサービス

(2) 企業結合の経過

株式会社金門製作所につきましては、平成17年12月19日付で第Ⅰ種優先株式及び第Ⅱ種優先株式を取得し、平成18年1月26日付で第Ⅰ種優先株式の全株式を普通株式に転換しております。この結果、当社の議決権比率は43.31%となったこと等により、当連結会計年度末において、重要な子法人等に含めております。

(3) 企業結合の成果

上記の重要な子法人等5社を含めた38社が当社の連結子法人等であります。当連結会計年度の成果は、前記「I. 1-1. 企業集団の営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。なお、株式会社金門製作所及び同社の連結子法人等15社は、当連結会計年度末に連結の範囲に含めているため、当連結会計年度の営業成績には反映されておられません。

8. 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高	借入先が所有する当社の株式	
		持 株 数	議 決 権 比 率
株式会社みずほコーポレート銀行	1,711 百万円	2,850 千株	3.87 %
芙蓉総合リース株式会社	1,000	540	0.73

9. 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
代表取締役 会 長	佐藤 良晴	(執行役員会長、YG全般総括)
代表取締役 社 長	小野木 聖二	(執行役員社長、CEO (Chief Executive Officer)、YG全般統括、監査室、経営企画部担当)
取 締 役	高井 延幸	(取締役専任)
取 締 役	東郷 正昭	(執行役員常務、CSR、企業行動推進室、施設整備統合本部、工場、品川事業所、ホームコンフォート部、法務知的財産部、業務システム部、100周年記念事業担当、施設整備統合本部長委嘱)
取 締 役	河内 淳	(執行役員常務、国際事業、国際事業推進本部、品証環境本部担当、国際事業推進本部長委嘱)
取 締 役	小林 啓昭	(執行役員常務、ビルシステムカンパニー担当、ビルシステムカンパニー社長委嘱)
常勤監査役	鶴田 行彦	
常勤監査役	前田 昌作	
常勤監査役	小林 倫憲	
監 査 役	安田 信	

- (注) 1. 取締役島 弘志は、平成17年6月29日開催の第83期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
2. 平成17年8月13日付で、取締役東郷正昭の役付執行役員の業務担当に品川事業所を追加いたしました。
3. 平成18年3月31日付で、取締役東郷正昭の施設整備統合本部長を解嘱いたしました。

4. 決算期後の平成18年4月1日付で、次のとおり取締役を兼務する役付執行役員
の業務担当を変更いたしました。

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
代表取締役社長	小野木 聖二	(執行役員社長、CEO (Chief Executive Officer)、YG全般統括、監査室、経営企画部、100周年記念事業担当)
取締役	東 郷 正 昭	(取締役専任)
取締役	小 林 啓 昭	(取締役専任)
取締役	河 内 淳	(執行役員常務、国際事業、国際事業推進本部、品質保証推進本部、環境・標準化推進部担当、国際事業推進本部長委嘱)

5. 監査役小林倫憲及び安田 信は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

10. 会計監査人に対する報酬等の額

当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額
1. 当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	43百万円
2. 上記1の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	42百万円
3. 上記2の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	42百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、3の金額にはこれらの合計額を記載しております。

Ⅲ. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

~~~~~  
以上の概況の報告は、次により記載しております。

1. 営業報告書の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 千株単位の記載株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額            | 科 目                    | 金 額            |
|----------------|----------------|------------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>  |                | <b>(負債の部)</b>          |                |
| <b>流 動 資 産</b> | <b>119,376</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>58,911</b>  |
| 現金及び預金         | 23,067         | 支払手形                   | 2,807          |
| 受取手形           | 12,485         | 支払信託                   | 12,856         |
| 売掛金            | 33,239         | 買掛金                    | 12,664         |
| 完成工事未収入金       | 20,527         | 工事未払金                  | 2,719          |
| 有価証券           | 2,499          | 短期借入金                  | 3,361          |
| 商品             | 314            | 未払金                    | 2,430          |
| 製材             | 1,146          | 未払費用                   | 4,441          |
| 仕掛品            | 2,321          | 未払法人税等                 | 3,888          |
| 成工事支出金         | 4,796          | 未払消費税等                 | 469            |
| 前払費用           | 4,628          | 前受金                    | 973            |
| 繰延税金資産         | 1,488          | 未成工事受入金                | 1,032          |
| 短期貸付           | 4,527          | 預り金                    | 3,834          |
| 信託受益権          | 1,390          | 賞与引当金                  | 7,124          |
| その他の債権         | 6,565          | 製品保証等引当金               | 203            |
| 貸倒引当金          | 729            | 受注損失引当金                | 101            |
|                | △ 352          | その他の                   | 2              |
| <b>固 定 資 産</b> | <b>55,619</b>  | <b>固 定 負 債</b>         | <b>13,032</b>  |
| 有形固定資産         | 16,460         | 長期借入金                  | 1,059          |
| 建物             | 5,214          | 退職給付引当金                | 11,366         |
| 構築物            | 107            | その他の                   | 606            |
| 機械装置           | 1,585          |                        |                |
| 車両運搬具          | 5              |                        |                |
| 工具器具備品         | 2,065          | <b>負 債 合 計</b>         | <b>71,943</b>  |
| 土地             | 4,271          | <b>(資本の部)</b>          |                |
| 建設仮勘定          | 3,210          | 資本金                    | 10,522         |
| 無形固定資産         | 1,391          | 資本剰余金                  | 12,647         |
| ソフトウェア         | 949            | 資本準備金                  | 12,647         |
| その他の           | 441            | 利益剰余金                  | 72,732         |
| 投資その他の資産       | 37,768         | 利益準備金                  | 2,519          |
| 投資有価証券         | 19,867         | 任意積立金                  | 52,500         |
| 関係会社株          | 13,087         | 特別償却準備金                | 362            |
| 関係会社出資金        | 960            | 固定資産圧縮積立金              | 327            |
| 長期貸付金          | 1,948          | 別途積立金                  | 51,811         |
| 破産債権、更生債権等     | 80             | 当期末処分利益                | 17,711         |
| 繰延税金資産         | 792            | その他有価証券評価差額金           | 7,157          |
| 敷              | 2,925          | 自己株式                   | △ 8            |
| その他の           | 699            | <b>資 本 合 計</b>         | <b>103,051</b> |
| 貸倒引当金          | △ 1,137        | <b>負 債 及 び 資 本 合 計</b> | <b>174,995</b> |
| 投資損失引当金        | △ 1,456        |                        |                |
| <b>資 産 合 計</b> | <b>174,995</b> |                        |                |

※ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                        |                       | 金                 | 額       |         |
|----------------------------|-----------------------|-------------------|---------|---------|
| 経<br>常<br>損<br>益<br>の<br>部 | 営業損益の部                | 営 業 収 益           |         |         |
|                            |                       | 製 品 等 売 上 高       | 118,369 |         |
|                            |                       | 完 成 工 事 高         | 45,609  | 163,979 |
|                            |                       | 営 業 費 用           |         |         |
|                            |                       | 製 品 等 売 上 原 価     | 69,176  |         |
|                            | 完 成 工 事 原 価           | 31,461            |         |         |
|                            | 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 52,468            | 153,106 |         |
|                            | 営 業 利 益               |                   | 10,872  |         |
|                            | 営業外損益の部               | 営 業 外 収 益         |         |         |
|                            |                       | 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 418     |         |
| そ の 他                      |                       | 312               | 731     |         |
| 営 業 外 費 用                  |                       |                   |         |         |
| 支 払 利 息                    |                       | 88                |         |         |
| そ の 他                      | 54                    | 142               |         |         |
|                            | 経 常 利 益               |                   | 11,461  |         |
| 特<br>別<br>損<br>益<br>の<br>部 | 特 別 利 益               |                   |         |         |
|                            | 固 定 資 産 売 却 益         | 2,713             |         |         |
|                            | 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 546               |         |         |
|                            | 投 資 損 失 引 当 金 戻 入 益   | 20                | 3,279   |         |
|                            | 特 別 損 失               |                   |         |         |
|                            | 本 社 移 転 ・ 工 場 整 備 費 用 | 734               |         |         |
|                            | 固 定 資 産 売 却 ・ 除 却 損   | 364               |         |         |
|                            | 減 損 損 失               | 330               |         |         |
|                            | 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 202               |         |         |
|                            | 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 19                | 1,650   |         |
|                            | 税 引 前 当 期 純 利 益       |                   | 13,089  |         |
|                            | 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 3,977             |         |         |
|                            | 法 人 税 等 調 整 額         | 849               | 4,826   |         |
|                            | 当 期 純 利 益             |                   | 8,263   |         |
|                            | 前 期 繰 越 利 益           |                   | 10,919  |         |
|                            | 中 間 配 当 額             |                   | 1,471   |         |
|                            | 当 期 未 処 分 利 益         |                   | 17,711  |         |

※ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## <注記 I. 重要な会計方針>

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によっております。

子会社及び関連会社株式は、移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券は、時価のあるものは期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。

### 2. デリバティブの評価基準

時価法によっております。

### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品及び仕掛品は、主として個別法による原価法によっております。

未成工事支出金は、個別法による原価法によっております。

材料は、主として移動平均法による原価法によっております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、それ以外の資産は定率法によっております。なお、主な耐用年数は、建物15～50年、機械装置4～12年、工具器具備品2～6年であります。

無形固定資産は、定額法によっております。なお、主な償却年数は、自社利用のソフトウェア5年であります。

### 5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金は、債権の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金は、関係会社への投資に係る損失に備えるため、各社の財政状態及び経営成績等を勘案して必要額を計上しております。

(3) 賞与引当金は、従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

(4) 製品保証等引当金は、製品のアフターサービス等の費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額等を過去の実績を基礎として計上しております。

(5) 受注損失引当金は、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当期末における受注残案件のうち売上時に損失の発生が見込まれる案件について、合理的な損失見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

- (7) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に従って役員の内任年数と報酬を基準として見積った額を計上しておりましたが、平成17年6月29日開催の株主総会において、役員の退職慰労金制度の廃止及び退職慰労金打切り支給を決議したことに伴い、役員退職慰労引当金332百万円は長期未払金（固定負債の「その他」）に振替えております。
6. 完成工事高の計上基準  
工事完成基準によっております。
7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
8. リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
9. ヘッジ会計の方法  
原則として繰延ヘッジ処理によっております。  
ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理を行っております。
10. 消費税等の会計処理  
税抜き方式を採用しております。
11. その他  
建設業の表示については、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）によっております。

## <注記Ⅱ. 会計方針の変更>

当期より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより税引前当期純利益は330百万円減少しております。

### <注記Ⅲ. 貸借対照表>

- |                                                                 |           |
|-----------------------------------------------------------------|-----------|
| 1. 関係会社に対する金銭債権・債務                                              |           |
| 短期金銭債権                                                          | 5,827百万円  |
| 長期金銭債権                                                          | 1,366     |
| 短期金銭債務                                                          | 7,296     |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額                                               | 29,598百万円 |
| 3. リース契約により使用する資産                                               |           |
| 電子計算機及びその周辺機器等の一部についてリース契約により使用しております。                          |           |
| 4. 担保に供している資産                                                   |           |
| 投資有価証券                                                          | 3,857百万円  |
| 5. 保証債務（保証類似行為を含む）                                              | 18,470百万円 |
| 6. 商法施行規則第124条第3号に規定する資産に時価を付した場合の増加純資産額                        | 7,157百万円  |
| 7. 支払信託                                                         |           |
| 一括支払信託方式による仕入債務は、従来、原債務に含めて表示しておりましたが、当期より、「支払信託」として区分掲記しております。 |           |

### <注記Ⅳ. 損益計算書>

- |                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| 1. 関係会社との取引高                      |           |
| 関係会社への売上高                         | 11,231百万円 |
| 関係会社からの仕入高                        | 13,497    |
| 関係会社との営業取引以外の取引                   | 2,016     |
| 2. 1株当たり当期純利益                     | 111円69銭   |
| 3. 研究開発費                          |           |
| 一般管理費に含まれる研究開発費                   | 8,356百万円  |
| 4. 減損損失                           |           |
| 当期において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。 |           |

| 場 所    | 用途 | 種類 | 減 損 損 失 |
|--------|----|----|---------|
| 兵庫県神戸市 | 遊休 | 土地 | 327百万円  |
| そ の 他  | 遊休 | 土地 | 2百万円    |

当社は、管理会計上の事業区分により資産のグルーピングを行っております。グルーピングの単位である各事業部においては、減損の兆候はありませんが、遊休土地の地価が大幅に下落したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（330百万円）として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却可能価額により測定しており、兵庫県神戸市土地については不動産鑑定士による不動産鑑定評価額によっております。



## <注記V. 退職給付関係>

### 1. 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、企業年金制度（一部は退職一時金制度）を設けているほか、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度（退職金前払制との選択制）も併せて設けております。

なお、従業員の退職に際して、臨時の退職金を支払う場合があります。

### 2. 退職給付債務に関する事項

|                  |          |
|------------------|----------|
|                  | (単位：百万円) |
| ①退職給付債務          | △ 40,942 |
| ②年金資産            | 24,029   |
| ③未積立退職給付債務 (①+②) | △ 16,912 |
| ④未認識数理計算上の差異     | 8,485    |
| ⑤未認識過去勤務債務       | △ 2,939  |
| ⑥退職給付引当金 (③+④+⑤) | △ 11,366 |

### 3. 退職給付費用に関する事項

|                     |          |
|---------------------|----------|
|                     | (単位：百万円) |
| ①勤務費用               | 1,653    |
| ②利息費用               | 764      |
| ③数理計算上の差異の費用処理額     | 881      |
| ④過去勤務債務の費用処理額       | △ 223    |
| ⑤確定拠出年金への掛金支払額等     | 714      |
| ⑥退職給付費用 (①+②+③+④+⑤) | 3,790    |

### 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

|                 |                                               |
|-----------------|-----------------------------------------------|
| ①退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準                                        |
| ②割引率            | 2.0%                                          |
| ③期待運用収益率        | 0.0%                                          |
| ④過去勤務債務の額の処理年数  | 15年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法）           |
| ⑤数理計算上の差異の処理年数  | 15年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法（翌期から費用処理）） |

<注記VI. 税効果会計関係>

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 繰延税金資産           | (単位：百万円) |
|------------------|----------|
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 4,592    |
| 賞与引当金否認          | 2,878    |
| 土地評価損否認          | 941      |
| 固定資産減価償却限度超過額    | 922      |
| 未払費用否認           | 725      |
| 投資損失引当金否認        | 588      |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額   | 567      |
| 未払事業税否認          | 306      |
| 未払金否認            | 229      |
| たな卸資産評価損否認       | 217      |
| 投資有価証券評価損否認      | 164      |
| その他              | 301      |
| 繰延税金資産小計         | 12,435   |
| 評価性引当額           | △ 967    |
| 繰延税金資産合計         | 11,467   |
| 繰延税金負債           |          |
| その他有価証券評価差額金     | △ 4,851  |
| 固定資産圧縮積立金        | △ 1,076  |
| 特別償却準備金          | △ 219    |
| 繰延税金負債合計         | △ 6,147  |
| 繰延税金資産の純額        | 5,320    |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率               | 40.4% |
| (調整)                 |       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 1.3   |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △ 0.6 |
| 住民税均等割               | 1.1   |
| 試験研究費特別控除等           | △ 6.0 |
| その他                  | 0.7   |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 36.9  |

# 利益処分案

(単位：円)

| 科 目                       | 金 額                   |
|---------------------------|-----------------------|
| 当 期 未 処 分 利 益             | 17,711,758,424        |
| 特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額       | 108,102,566           |
| 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額   | 50,635,122            |
| 合 計                       | <u>17,870,496,112</u> |
| これを次のとおり処分いたします。          |                       |
| 利 益 配 当 金<br>(1株につき30円0銭) | 2,207,056,050         |
| 特 別 償 却 準 備 金             | 68,707,000            |
| 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金         | 1,311,013,358         |
| 取 締 役 賞 与 金               | 46,000,000            |
| 合 計                       | <u>3,632,776,408</u>  |
| 次 期 繰 越 利 益               | 14,237,719,704        |

(注) 平成17年9月30日現在の株主に対し、1株につき20円0銭(総額1,471,373,100円)の中間配当を実施いたしました。

# 会計監査人監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月22日

株式会社 山 武

取 締 役 会 御 中

監 査 法 人 ト ー マ ツ

|                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 諏 訪 部 慶 吉 ㊞ |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 海 老 原 一 郎 ㊞ |

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社山武の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第84期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。  
「注記Ⅱ. 会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、これは新会計基準の適用に伴う会計方針の変更であり、相当と認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第84期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、業務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人の独立性を監視し、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対して報告を求め、詳細に調査いたしました。

#### 2. 監 査 の 結 果

- (1) 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月24日

|       |   |   |      |   |
|-------|---|---|------|---|
| 株式会社  | 山 | 武 | 監査役会 |   |
| 常勤監査役 | 鶴 | 田 | 行彦   | Ⓢ |
| 常勤監査役 | 前 | 田 | 昌作   | Ⓢ |
| 常勤監査役 | 小 | 林 | 倫憲   | Ⓢ |
| 監査役   | 安 | 田 | 信    | Ⓢ |

(注) 監査役小林倫憲及び監査役安田信は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

# 連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目                    | 金 額            |
|-----------------|----------------|------------------------|----------------|
| (資産の部)          |                | (負債の部)                 |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>145,965</b> | <b>流動負債</b>            | <b>79,902</b>  |
| 現金及び預金          | 28,380         | 支払手形及び買掛金              | 38,688         |
| 受取手形及び売掛金       | 79,508         | 短期借入金                  | 13,956         |
| 有価証券            | 2,499          | 未払法人税等                 | 4,526          |
| たな卸資産           | 21,248         | 前受金                    | 2,405          |
| 繰延税金資産          | 5,155          | 賞与引当金                  | 8,011          |
| その他             | 9,603          | 製品保証等引当金               | 203            |
| 貸倒引当金           | △ 429          | 受注損失引当金                | 101            |
| <b>固定資産</b>     | <b>71,916</b>  | その他                    | 12,008         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>31,023</b>  | <b>固定負債</b>            | <b>26,438</b>  |
| 建物及び構築物         | 12,479         | 長期借入金                  | 7,913          |
| 機械装置及び運搬具       | 4,142          | 繰延税金負債                 | 1,079          |
| 工具器具備品          | 2,698          | 再評価に係る繰延税金負債           | 240            |
| 土地              | 8,132          | 退職給付引当金                | 16,269         |
| 建設仮勘定           | 3,570          | 役員退職慰労引当金              | 141            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>6,982</b>   | 連結調整勘定                 | 28             |
| 施設利用権           | 328            | その他                    | 765            |
| ソフトウェア          | 1,187          | <b>負債合計</b>            | <b>106,341</b> |
| 連結調整勘定          | 4,963          | (少数株主持分)               |                |
| その他             | 503            | <b>少数株主持分</b>          | <b>682</b>     |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>33,910</b>  | (資本の部)                 |                |
| 投資有価証券          | 23,575         | <b>資本金</b>             | <b>10,522</b>  |
| 長期貸付金           | 860            | <b>資本剰余金</b>           | <b>12,647</b>  |
| 破産債権、更生債権等      | 199            | <b>利益剰余金</b>           | <b>80,471</b>  |
| 繰延税金資産          | 964            | その他有価証券評価差額金           | 7,164          |
| その他             | 8,942          | 為替換算調整勘定               | 59             |
| 貸倒引当金           | △ 631          | <b>自己株式</b>            | <b>△ 8</b>     |
| <b>資産合計</b>     | <b>217,882</b> | <b>資本合計</b>            | <b>110,858</b> |
|                 |                | <b>負債、少数株主持分及び資本合計</b> | <b>217,882</b> |

※ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科      |              | 目                  | 金         | 額       |
|--------|--------------|--------------------|-----------|---------|
| 経常損益の部 | 営業損益の部       | 営業収益               |           | 188,320 |
|        |              | 売上高                |           |         |
|        |              | 営業費用               | 115,551   |         |
|        |              | 売上原価<br>販売費及び一般管理費 | 59,254    | 174,805 |
|        |              | 営業利益               |           | 13,514  |
|        | 営業外損益の部      | 営業外収益              |           |         |
|        |              | 受取利息及び配当金          | 247       |         |
|        |              | その他                | 375       | 623     |
|        |              | 営業外費用              |           |         |
|        |              | 支払利息<br>その他        | 98<br>101 | 199     |
|        | 経常利益         |                    | 13,938    |         |
| 特別損益の部 | 特別利益         |                    |           |         |
|        | 固定資産売却益      | 2,715              |           |         |
|        | 投資有価証券売却益    | 546                | 3,262     |         |
|        | 特別損失         |                    |           |         |
|        | 本社移転・工場整備費用  | 734                |           |         |
|        | 固定資産売却・除却損   | 392                |           |         |
|        | 減損損失         | 330                |           |         |
|        | 貸倒引当金繰入額     | 74                 |           |         |
|        | 投資有価証券評価損    | 19                 | 1,550     |         |
|        | 税金等調整前当期純利益  |                    | 15,650    |         |
|        | 法人税、住民税及び事業税 | 4,735              |           |         |
|        | 法人税等調整額      | 969                | 5,704     |         |
|        | 少数株主利益       |                    | 149       |         |
|        | 当期純利益        |                    | 9,795     |         |

※ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考)

## 連結剰余金計算書

(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                         | 金 額   |        |
|-----------------------------|-------|--------|
| (資 本 剰 余 金 期 首 残 高)         |       | 12,647 |
| 資 本 剰 余 金 期 末 残 高           |       | 12,647 |
| (利 益 剰 余 金 期 首 残 高)         |       | 73,130 |
| 利 益 剰 余 金 増 加 高 益           | 9,795 |        |
| 当 期 純 利 益                   | 14    | 9,809  |
| 連 結 子 会 社 増 加 に 伴 う 増 加 高 益 |       |        |
| 利 益 剰 余 金 減 少 高 金           | 2,427 |        |
| 配 当 金                       | 40    | 2,467  |
| 取 締 役 賞 与                   |       |        |
| 利 益 剰 余 金 期 末 残 高           |       | 80,471 |

※ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考)

## 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨

(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額     |
|------------------------|---------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー       | 6,386   |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー       | △ 7,404 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー       | △ 3,328 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額       | 208     |
| 現金及び現金同等物の増加・減少(△)額    | △ 4,137 |
| 現金及び現金同等物の期首残高         | 40,249  |
| 新規連結に伴う現金及び現金同等物の期首増加高 | 190     |
| 現金及び現金同等物の期末残高         | 36,303  |

※ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(注) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| 現金及び預金                       | 28,380百万円 |
| 拘束力のある普通預金                   | △ 37百万円   |
| 預入期間が3カ月を超える定期預金             | △ 38百万円   |
| 有価証券                         | 2,499百万円  |
| その他流動資産に含まれる運用期間が3カ月以内の信託受益権 | 5,499百万円  |
| 現金及び現金同等物                    | 36,303百万円 |

(ご参考)

## 事業の種類別セグメント情報の要旨

(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

|         | ビルディングアウト<br>メーショ事業 | アドバンスアウト<br>メーショ事業 | ライフアウト<br>メーショ事業 | その他    | 計       | 消去又は全社  | 連 結     |
|---------|---------------------|--------------------|------------------|--------|---------|---------|---------|
| 売 上 高   | 82,168              | 92,986             | 4,554            | 10,438 | 190,148 | (1,827) | 188,320 |
| 営 業 費 用 | 75,706              | 85,502             | 5,247            | 10,227 | 176,685 | (1,879) | 174,805 |
| 営 業 利 益 | 6,461               | 7,483              | △ 693            | 210    | 13,463  | 51      | 13,514  |

※ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## <注記Ⅰ. 連結計算書類作成のための基本となる事項>

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子法人等及び非連結子法人等は、次のとおりであります。

#### (1) 連結子法人等の数 38社

主要な子法人等については、営業報告書の「Ⅱ. 企業集団及び当社の概況 7. 企業結合の状況(1)重要な子法人等の状況」に記載のとおりであります。

このうち、株式会社金門製作所につきましては、新たに株式を取得したことにより、同社及び同社の連結子法人等15社を当連結会計年度末において当社の連結子法人等に含めることにいたしました。

また、上海山武自動機器有限公司等2社につきましては、重要性が増したため、当連結会計年度より連結子法人等に含めることにいたしました。

#### (2) 非連結子法人等 6社(山武フレンドリー株式会社他)

非連結子法人等は、その総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて小規模会社であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

非連結子法人等6社及び関連会社5社(シーカル山武株式会社他)については、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

### 3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

大連山武機器有限公司等海外の連結子法人等16社の決算日は、12月31日であります。連結子法人等の決算日現在の財務諸表を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## <注記Ⅱ. 重要な会計方針>

### 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券で、満期保有目的の債券については償却原価法(定額法)によっております。

その他有価証券で、時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものは主として移動平均法による原価法によっております。

- (2) デリバティブは時価法によっております。

- (3) 商品、製品及び仕掛品は、主として個別法による原価法によっております。

未成工事支出金は、個別法による原価法によっております。

材料は、主として移動平均法による原価法によっております。

## 2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産は、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、株式会社金門製作所の工場設備及び一部の連結子法人等については定額法、それ以外の資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物15～50年、機械装置4～12年、工具器具備品2～6年であります。

- (2) 無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な償却年数は、自社利用のソフトウェア5年であります。

## 3. 重要な引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金は、債権の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金は、従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担分を計上しております。

- (3) 製品保証等引当金は、製品のアフターサービス等の費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額等を過去の実績を基礎として計上しております。

- (4) 受注損失引当金は、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注残案件のうち売上時に損失の発生が見込まれる案件について、合理的な損失見込額を計上しております。

- (5) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

- (6) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に従って役員の在任年数と報酬を基準として見積った額を計上しております。

なお、当社は、平成17年6月29日開催の株主総会において、役員の退職慰労金制度の廃止及び退職慰労金打切り支給を決議したことに伴い、当社の役員退職慰労引当金332百万円は長期未払金（固定負債の「その他」）に振替えております。

## 4. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、海外連結子法人等の資産、負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めております。

5. 重要なリース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. 重要なヘッジ会計の方法  
原則として繰延ヘッジ処理によっております。  
ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理を行っております。
7. 消費税等の会計処理  
税抜き方式を採用しております。
8. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項  
連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。
9. 連結調整勘定の償却に関する事項  
連結調整勘定の償却については、5年間で均等処理しております。ただし、金額が僅少の場合は発生した期の損益として処理しております。  
なお、株式会社金門製作所を連結の範囲に含めたことに伴う連結調整勘定については、翌連結会計年度から7年間で均等処理いたします。
10. 利益処分項目等の取扱いに関する事項  
連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しております。

### <注記Ⅲ. 会計方針の変更>

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び（「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月13日））を適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は330百万円減少しております。

<注記Ⅳ. 貸借対照表>

1. 投資有価証券及び投資その他の資産のその他に含まれる非連結子法人等及び関連会社の株式及び出資金の額は、次のとおりであります。  

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 投資有価証券（株式）        | 379百万円 |
| 投資その他の資産－その他（出資金） | 75     |
2. 有形固定資産の減価償却累計額 54,117百万円
3. リース契約により使用する資産  
 電子計算機及びその周辺機器等の一部についてリース契約により使用しております。
4. 担保に供している資産  

|               |              |
|---------------|--------------|
| 建物及び構築物       | 260百万円       |
| 土地            | 40           |
| <u>投資有価証券</u> | <u>3,857</u> |
| 計             | 4,157        |
5. 再評価に係る繰延税金負債  
 株式会社金門製作所が「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行ったことに伴う繰延税金負債であります。
6. 保証債務（保証類似行為を含む） 67百万円
7. 受取手形割引高 1,019百万円

<注記Ⅴ. 損益計算書>

1. 1株当たり当期純利益 132円52銭
2. 研究開発費  
 一般管理費に含まれる研究開発費 8,359百万円
3. 減損損失  
 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

| 場 所    | 用途 | 種類 | 減 損 損 失 |
|--------|----|----|---------|
| 兵庫県神戸市 | 遊休 | 土地 | 327百万円  |
| そ の 他  | 遊休 | 土地 | 2百万円    |

当社グループは、管理会計上の事業区分により資産のグルーピングを行っております。

グルーピングの単位である各事業部においては、減損の兆候はありませんが、遊休土地の地価が大幅に下落したため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（330百万円）として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、兵庫県神戸市土地については不動産鑑定士による不動産鑑定評価額によっております。

## <注記VI. 退職給付関係>

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、企業年金制度（一部は退職一時金制度）を設けているほか、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度（退職金前払制度との選択制）も併せて設けております。

また、国内連結子法人等は、確定給付型の制度として、退職一時金制度（株金門製作所他）及び適格退職年金制度（株山武商会及び山武コントロールプロダクト他）を設けているほか、総合型の厚生年金基金または中小企業退職金共済に加入している場合があります。

一部の海外連結子法人等は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

なお、従業員の退職に際して、臨時の退職金を支払う場合があります。

### 2. 退職給付債務に関する事項

（単位：百万円）

|                      |         |
|----------------------|---------|
| ①退職給付債務              | △47,670 |
| ②年金資産                | 25,976  |
| ③未積立退職給付債務（①＋②）      | △21,694 |
| ④未認識数理計算上の差異         | 8,463   |
| ⑤未認識過去勤務債務           | △2,939  |
| ⑥連結貸借対照表計上額純額（③＋④＋⑤） | △16,170 |
| ⑦前払年金費用              | 99      |
| ⑧退職給付引当金（⑥－⑦）        | △16,269 |

（注）1. 「②年金資産」のほか、一部の連結子法人等が加入している総合型の厚生年金基金における年金資産1,371百万円（給与総額比）があります。

2. 株金門製作所及び同社の連結子法人等を当連結会計年度末に連結の範囲に含めたことに伴う影響額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

|         |        |
|---------|--------|
| 退職給付債務  | △5,092 |
| 年金資産    | 600    |
| 退職給付引当金 | △4,492 |

### 3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

|                    |       |
|--------------------|-------|
| ①勤務費用（注）           | 1,793 |
| ②利息費用              | 794   |
| ③数理計算上の差異の費用処理額    | 918   |
| ④過去勤務債務の費用処理額      | △ 223 |
| ⑤確定拠出年金への掛金支払額等    | 727   |
| ⑥退職給付費用（①+②+③+④+⑤） | 4,011 |

（注）簡便法を採用している連結子法人等の退職給付費用は、「①勤務費用」に計上しております。

### 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

|                 |                                                       |
|-----------------|-------------------------------------------------------|
| ①退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準<br>但し、㈱金門製作所はポイント基準                            |
| ②割引率            | 2.0～2.2%                                              |
| ③期待運用収益率        | 0.0%                                                  |
| ④過去勤務債務の額の処理年数  | 10～15年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法）                |
| ⑤数理計算上の差異の処理年数  | 10～15年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法（翌連結会計年度から費用処理）） |

<注記Ⅶ. 税効果会計関係>

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 繰延税金資産           | (単位：百万円)       |
|------------------|----------------|
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 6,518          |
| 賞与引当金否認          | 3,217          |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額   | 1,198          |
| 税務上の繰越欠損金        | 1,082          |
| 土地評価損否認          | 1,033          |
| 固定資産減価償却限度超過額    | 936            |
| 土地等評価差額          | 870            |
| 未払費用否認           | 750            |
| 未払金否認            | 366            |
| たな卸資産評価損否認       | 362            |
| 未払事業税否認          | 348            |
| 減損損失             | 288            |
| たな卸資産未実現利益消去     | 202            |
| 投資有価証券評価損否認      | 135            |
| その他              | 429            |
| 繰延税金資産小計         | <u>17,742</u>  |
| 評価性引当額           | <u>△ 5,495</u> |
| 繰延税金資産合計         | <u>12,246</u>  |
| 繰延税金負債           |                |
| その他有価証券評価差額金     | △ 5,799        |
| 固定資産圧縮積立金        | △ 1,076        |
| 特別償却準備金          | △ 219          |
| 土地評価差額金          | <u>△ 114</u>   |
| 繰延税金負債合計         | <u>△ 7,209</u> |
| 繰延税金資産の純額        | <u>5,037</u>   |

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

|             |          |
|-------------|----------|
| 流動資産－繰延税金資産 | 5,155百万円 |
| 固定資産－繰延税金資産 | 964      |
| 流動負債－その他    | △ 3      |
| 固定負債－繰延税金負債 | △ 1,079  |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった  
主な項目別の内訳

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 法定実効税率             | 40.4%        |
| (調 整)              |              |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.3          |
| 住民税均等割             | 1.0          |
| 試験研究費特別控除等         | △ 5.0        |
| その他                | <u>△ 1.2</u> |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | <u>36.5</u>  |



# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月22日

株式会社 山 武  
取 締 役 会 御中

### 監 査 法 人 ト ー マ ツ

|                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 諏 訪 部 慶 吉 ㊞ |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 海 老 原 一 郎 ㊞ |

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社山武の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第84期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社山武及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

「注記Ⅲ. 会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、これは新会計基準の適用に伴う会計方針の変更であり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会監査報告書 謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第84期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月24日

株式会社 山 武 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 鶴 | 田 | 行 | 彦 | Ⓜ |
| 常勤監査役 | 前 | 田 | 昌 | 作 | Ⓜ |
| 常勤監査役 | 小 | 林 | 倫 | 憲 | Ⓜ |
| 監査役   | 安 | 田 |   | 信 | Ⓜ |

(注) 監査役小林倫憲及び監査役安田信は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 第84期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類の27頁に記載のとおりであります。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けており、連結業績、株主資本利益率・株主資本配当率の水準及び将来の事業展開と企業体質強化のための内部留保等を総合的に勘案して、配当水準の向上に努めつつ、安定した配当を維持していきたいと考えております。

以上の方針に基づきまして、当期の利益配当金につきましては、1株につき20円の普通配当に、100周年の記念配当10円を加え、あわせて1株につき30円とさせていただきますと存じます。

なお、平成17年12月に中間配当金として1株につき20円をお支払いいたしましたので、年間の配当金は1株につき50円となります。

また、取締役賞与金につきましては、当期の業績及び利益配当金等について総合的に勘案し期末時の取締役6名に対し、4千6百万円を支給致したいと存じます。

なお、本議案は、取締役賞与金支給部分につき、会社法第361条第1項第1号に定める報酬等の承認議案を兼ねるものと致します。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という。）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社の現行定款について下記の理由により変更を行うものであります。

- (1) 単元未満株式について行使することができる権利を定めた規定を新設するものであります。（変更案第11条）
- (2) 株主の皆様へのサービス拡充を図るため、単元未満株式の買増し制度に関する規定を新設するものであります。（変更案第12条）
- (3) より充実した情報開示を行うことができるよう、インターネットの普及状況を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため規定を新設するものであります。（変更案第18条）

- (4) 株主総会に出席できる代理人の数を1名に制限することを明確化するものであります。(変更案第20条)
- (5) 取締役会の機動的な運営のため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第29条)
- (6) 取締役及び監査役が、当社の企業価値向上に向けて、期待される役割を十分に果たし、より積極的な経営判断を行うことができるよう、それぞれの責任を会社法に定める範囲内で取締役会の決議により減免できる旨の規定を新設するものであります。(変更案第27条第1項、第37条第1項)
- また、将来、取締役会の経営監督機能のさらなる強化に向け、社外取締役として有能な人材の招聘を容易にするため、及びコーポレート・ガバナンスの充実に向け、社外監査役がその期待される職務を十分に発揮できるよう、会社と社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。(変更案第27条第2項、第37条第2項)
- なお、取締役会の決議による取締役の責任減免及び社外取締役との責任限定契約に関する規定の新設を議案として本総会に提出することにつきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。
- (7) その他、会社法が施行されることに伴い、表現の変更、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。
- なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。
- ①当会社は、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め。
  - ②当会社は、株式に係る株券を発行する旨の定め。
  - ③当会社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。
- (8) 当社は、取締役には会長及び社長を除き役付取締役は置かず、階層を持つ執行役員制度を導入し、業務執行責任・権限の明確化による迅速な業務執行を行っておりますが、本執行役員制度を定款上に明記するとともに、現行定款の役付取締役の規定について現状に即した変更を行うものであります。(変更案第24条第2項、第25条)

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則<br/>(新設)</p> <p>(公告の方法)<br/>第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式<br/>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、<br/>279,710,000株とする。ただし、<br/>株式の消却が行われた場合には、<br/>これに相当する株式数を減ずるも<br/>のとする。</p> <p>(自己株式の取得)<br/>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1<br/>項第2号の規定により、取締役会<br/>の決議をもって自己株式を買受け<br/>ることができる。<br/>(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則<br/>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役の<br/>ほか、次の機関を置く。<br/>1. 取締役会<br/>2. 監査役<br/>3. 監査役会<br/>4. 会計監査人</p> <p>(公告方法)<br/>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式<br/>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<br/>279,710,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得)<br/>第7条 当社は、会社法第165条第2項<br/>の規定により、取締役会の決議に<br/>よって市場取引等により自己の株<br/>式を取得することができる。</p> <p>(株券の発行)<br/>第8条 当社は、株式に係る株券を発行<br/>する。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1 単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。<br/>当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。<br/>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>第8条 (条文省略)<br/>(新設)</p> | <p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。<br/>当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u><br/>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>第10条 (現行どおり)<br/>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第11条 当社の株主（実質株主を含む。<u>以下同じ。</u>）は、その有する<u>単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li> <li>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></li> <li>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> <li>4. <u>次条に定める請求をする権利</u></li> </ol> <p>(<u>単元未満株式の売渡請求</u>)</p> <p>第12条 当社の株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。<br/> <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。<br/> 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 <u>株式の名義書換、信託財産の表示又は抹消、質権の設定、移転に関する登録又は抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り等株式に関する手続については、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。<br/> <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。<br/> 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第14条 当社の株式に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(基準日)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p><u>前項のほか必要があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使できる株主又は登録質権者とする。</u></p> <p>第3章 株主総会<br/>(条文省略)<br/>(新設)</p> <p>第12条</p> <p>第13条 (条文省略)<br/>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>第3章 株主総会<br/>第15条 (現行どおり)<br/><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p><u>第16条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>第17条 (現行どおり)<br/><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第18条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令に別段の<u>規定ある場合のほか、出席株主</u>の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。<br/>前項の場合には、<u>代理権を証する書面</u>をあらかじめ当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>(選 任)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会<u>で</u>選任する。<br/>取締役の選任は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決定する。<br/>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> | <p>(決議の方法)</p> <p>第19条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の<u>定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主</u>の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第20条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。<br/>前項の場合には、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面</u>をあらかじめ当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(選 任)</p> <p>第22条 取締役は、株主総会<u>の決議により</u>選任する。<br/>取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決定する。<br/>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任 期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/>増員又は補欠により選任された取締役の任期は、他の在任者の<u>残任期間と同一とする。</u></p> <p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第19条 取締役会の決議をもって取締役社長を定め、このほか取締役会長、取締役副社長及びその他の役付取締役を定めることができる。<br/><u>代表取締役は取締役社長とし、このほか取締役会の決議をもって定めることができる。</u><br/>(新設)</p> <p>(報 酬)</p> <p>第20条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。<br/><br/>(新設)</p> | <p>(任 期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/>増員又は<u>任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任者の任期の満了する時とする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。<br/><u>2. 取締役会は、その決議によって取締役社長を定め、このほかに役付取締役を定めることができる。</u></p> <p>(執行役員)</p> <p>第25条 当社は、取締役会の決議により<u>役付執行役員及び執行役員を置くことができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。<br/><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第21条 (条文省略)<br/>(新設)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第24条 (条文省略)<br/>(選 任)</p> <p>第25条 監査役は、株主総会で選任する。<br/>監査役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決定する。</p> | <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)<br/>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 <u>当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が、書面又は電磁的方法により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第32条 (現行どおり)<br/>(選 任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の<u>決議により</u>選任する。<br/>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決定する。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任 期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、前任者の<u>残任期間と同一</u>とする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第27条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(報 酬)</p> <p>第28条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> | <p>(任 期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時</u>とする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を<u>選定する。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第37条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第31条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第32条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第33条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定に従い、金銭の分配(中間配当という。)をすることができる。</u><br/> <u>取締役会は、前項の金銭の分配を行う場合には、毎年12月31日までにその金額について決議する。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第34条 <u>利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。ただし、利益配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p> | <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第41条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第43条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u><br/> <u>2. 前項の金銭には利息を付けない。</u></p> |

### 第3号議案 取締役8名選任の件

現任取締役6名は、本定時株主総会終結の時をもって全員任期が満了いたします。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため2名増員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位、担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社株式数 |
|-------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1     | 佐藤良晴<br>(昭和13年2月5日生)   | 昭和35年4月 当社入社<br>昭和59年12月 当社取締役<br>平成2年12月 当社常務取締役<br>平成8年6月 当社取締役副社長<br>平成10年6月 当社代表取締役社長<br>平成14年6月 当社代表取締役社長<br>兼執行役員社長<br>平成16年6月 当社代表取締役会長<br>兼執行役員会長 (YG全般統括担当) (現任)                                                                                                                | 16,800株   |
| 2     | 小野木聖二<br>(昭和21年8月21日生) | 昭和45年4月 当社入社<br>平成6年11月 当社工業システム事業部<br>システム開発統括部長<br>平成8年6月 当社取締役<br>平成12年6月 山武産業システム株式会社<br>(現：当社アドバンスオートメーションカンパニー)代表取締役社長<br>平成12年6月 当社取締役<br>平成15年4月 当社取締役兼執行役員常務<br>アドバンスオートメーションカンパニー社長<br>平成16年6月 当社代表取締役社長<br>兼執行役員社長 (現任)<br>平成18年4月 (CEO、YG全般統括、監査室、経営企画部、100周年記念事業担当)<br>(現任) | 5,500株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位、担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社株式数 |
|-------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 3     | ※<br>森 久 能<br>(昭和16年11月21日生)   | 昭和49年12月 山武エンジニアリング株式会社(現:当社アドバンスオートメーションカンパニー)入社<br>平成2年1月 千葉支店長<br>平成2年12月 同社取締役<br>平成12年6月 山武産業システム株式会社(現:当社アドバンスオートメーションカンパニー)常務取締役<br>平成15年4月 当社執行役員<br>平成16年6月 当社執行役員常務アドバンスオートメーションカンパニー社長<br>平成18年4月 当社執行役員専務アドバンスオートメーションカンパニー社長(現任) | 5,700株    |
| 4     | ※<br>斉 藤 清 文<br>(昭和21年12月13日生) | 昭和45年6月 当社入社<br>平成10年4月 山武計装株式会社(現:当社ビルシステムカンパニー)移籍<br>総務部長<br>平成10年6月 同社取締役<br>平成14年6月 山武ビルシステム株式会社(現:当社ビルシステムカンパニー)常務取締役<br>平成15年4月 当社執行役員人財部長<br>平成17年4月 当社執行役員常務<br>平成18年4月 当社執行役員専務ビルシステムカンパニー社長(現任)                                     | 3,100株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位、担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                 | 所有する当社株式数 |
|-------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 5     | 河内 淳<br>(昭和21年9月30日生)        | 昭和47年4月 当社入社<br>平成7年10月 当社工業システム事業部<br>プロダクト開発統括部長<br>兼プロダクト生産統括部長<br>平成8年6月 当社取締役<br>平成14年6月 当社取締役兼執行役員常務<br>(現任)<br>平成16年4月 当社国際事業推進本部長<br>平成18年4月 (国際事業、国際事業推進本部、品質保証推進本部、環境・標準化推進部担当) (現任) | 5,200株    |
| 6     | ※<br>岩井 昌秋<br>(昭和20年11月24日生) | 昭和46年1月 当社入社<br>平成8年4月 当社制御機器事業部営業部長<br>平成12年7月 当社執行役員経理部長<br>平成13年4月 当社執行役員経営企画部長<br>平成17年4月 当社執行役員常務 (現任)                                                                                    | 6,000株    |
| 7     | 東郷 正昭<br>(昭和18年3月16日生)       | 昭和40年4月 当社入社<br>平成2年12月 当社取締役<br>平成3年4月 当社工業システム事業部長<br>平成6年4月 当社アドバンステクノロジーセンター所長<br>平成10年6月 当社常務取締役<br>平成10年7月 当社国際事業部長<br>平成13年4月 当社IT戦略推進室長<br>平成14年6月 当社取締役兼執行役員常務<br>平成18年4月 当社取締役 (現任)  | 7,100株    |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位、担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社株式数 |
|-------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 8     | ※<br>安田 信<br>(昭和12年11月7日生) | 昭和35年4月 当社入社<br>昭和43年8月 当社退社<br>昭和59年10月 エルダース ピカ取締役社長<br>昭和62年5月 エルダース アンド ヤスダ代表取締役社長<br>平成2年7月 株式会社ヤスダ アンド パマ リミテッド(現:株式会社ヤスダ イー・エム・ピーリミテッド)代表取締役社長(現任)<br>平成9年3月 アトラスコプロ株式会社取締役(現任)<br>平成12年6月 当社監査役(現任)<br>平成13年5月 リー アンド フング リミテッド取締役(現任) | 2,900株    |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任候補者であります。
3. 現任取締役の当社における担当は、執行役員としての担当であります。
4. 略歴、当社における地位、担当及び他の法人等の代表状況は、本招集通知発送日現在で記載しております。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役安田 信氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位、担当<br>(他の法人等の代表状況)                                                                                          | 所有する当社株式数 |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 藤本欣哉<br>(昭和21年10月1日生) | 昭和44年4月 東洋精密造機株式会社<br>(現：株式会社セイサ)入社<br>昭和47年3月 同社退社<br>昭和47年4月 柴田公認会計士事務所入所<br>昭和54年3月 同所退所<br>昭和54年3月 藤本公認会計士事務所開業(現任) | 0株        |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 略歴、当社における地位、担当及び他の法人等の代表状況は、本招集通知発送日現在で記載しております。  
3. 候補者藤本欣哉氏は、「会社法」第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。

#### 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成12年6月29日開催の第78期定時株主総会において、使用人兼務取締役に対する使用人分給与を除き、「年額280百万円以内」とご承認いただき、今日に至っておりますが、「会社法」(平成17年法律第86号)の施行に伴い、賞与が「報酬等」(会社法第361条)に含まれるようになったこと、及びこのたびの取締役の増員、今後のコーポレート・ガバナンスの強化を目的とした取締役の増員の可能性等を考慮いたしまして、取締役の報酬額を「年額450百万円以内」に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役の員数は6名ですが、第3号議案が原案のとおり承認可決されますと8名になります。

以上

## 《電磁的方法による議決権行使についてのご案内》

株主総会当日にご出席願えない場合は、議決権行使書郵送による方法のほか、電磁的方法により議決権をご行使いただけます。

### 1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承くださいますようお願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください。）をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。インターネットにより、議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。
- (2) 今回ご案内する議決権行使コード及びパスワードは、本総会に關してのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コード及びパスワードを発行いたします。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成18年6月28日（水）午後5時までに行使されるようお願いいたします。
- (4) 議決権行使書郵送とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- (5) インターネットで複数回数、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- (6) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

### 2. インターネットによる議決権行使の具体的な方法

- (1) <http://www.it-soukai.com>又は<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>にアクセスしてください。なお、行使期間中の午前3時～午前5時は上記URLにアクセスできませんのでご了承ください。
- (2) 議決権行使コード及びパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。議決権行使コード及びパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右上に記載しております。
- (3) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。

### 3. ご利用環境

◎パソコン Windows機種、Macintosh機種

（携帯電話、PDA、ゲーム機には対応しておりません。）

◎ブラウザ Internet Explorer5.5以上、Netscape Communicator4.7以上

◎インターネット環境 プロバイダとの契約などインターネットが利用できる環境

◎画面解像度 1024×768以上をご推奨いたします。

（Windows、Internet Explorerは、米国Microsoft社の登録商標です。Macintoshは、米国Apple Computer社の登録商標です。Netscape Communicatorは、米国Netscape社の登録商標です。）

### 4. セキュリティーについて

行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。また議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

### 5. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株東証券取引所等により設立された合弁会社が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用頂くことができます。

### 6. お問い合わせ先について

- (1) 議決権電子行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
みずほ信託銀行 証券代行部 **インターネットヘルプダイヤル**  
電話 0120-768524（フリーダイヤル）  
（受付時間 9：00～21：00 土日休日を除く）
- (2) 上記(1)以外の住所変更等に関するお問い合わせ先  
みずほ信託銀行 証券代行部  
電話 0120-288-324（フリーダイヤル）  
（受付時間 9：00～17：00 土日休日を除く）

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都品川区東品川四丁目12番1号

品川シーサイドサウスタワー2階 当社品川事業所会議室



- りんかい線 品川シーサイド駅より徒歩約5分、京急本線 青物横丁駅より徒歩約8分



この招集通知は、古紙パルプ配合率100%再生紙を使用しております。



この招集通知は、環境に優しい植物性大豆油インキを使用しております。